

公園再整備のすすめ事業 「桜の瑞穂公園を守る会」



瑞穂公園

再整備案の中間公開
審査会を開きます

日時 12月12日(土) 午後2時～4時
会場 市役所新館4階 426会議室

公園再整備のすすめ事業とは

この事業は、施設が老朽化したり、地域のニーズにあっていない公園を、これまでの行政主導の公園再整備ではなく、公園利用者である地域の皆さんから、公園の選定を含めた再整備のアイデアを募集し、それを審査委員が審査することで、住民の皆さんの要望に合った公園づくりを目指すものです。

現在までの取り組み

今年度は、3件の応募があり、その中から、瑞穂公園（瑞穂町二丁目）を再整備するアイデアが選ばれました。現地調査やアイデアワークショップを数回行い、再整備の案をまとめました。

今回の中間公開審査会では、公園づくりへの思いや再整備案を審査委員および市民に対して説明し、再整備にふさわしい案になっているかについて発起人へのアドバイスをやアイデアについての意見交換を行います。誰でも参加できます。アイデアワークショップの資料など詳しい内容は、市ホームページで見ることができます。お問い合わせ先

都市計画課開発指導担当

☎(580)1868



ワークショップの様子

ホットな消費者ニュース89

手をかざすだけで万病が治る？

「友人からがんや難病が治るといって健康セミナーに誘われました。持病を治したかったので無料体験に参加して、有名な先生という人からパワーを受けました。効果はよく分からなかったのですが、断りづらい雰囲気だったので10回コースに申し込んでしまいました。しかし、『治癒力を高めるには、自分だけでなく他人にもパワーを与えることが必要なので、誰か連れてくるように』とも言われ、不信感を抱きました。どうすればいいでしょうか？」といった相談が寄せられています。

この相談者は授業料をまだ払っていないので、納得できないようであればまず解約の申し出をするよう助言し、併せて書類の書き方や送り方についてアドバイスをしました。

授業料を払ってしまった場合も契約時に虚偽の説明があれば、消費者契約法の不実告知（事実と異なる事を伝えること）などを根拠に返金を求めることが可能です。

病気や悩みを抱えているときは、「治る」「幸せになる」など

といった言葉を信用したくなりませんが、不安や悩みにつけこむ詐欺商法は多数見受けられます。契約の際は冷静、かつ慎重に検討し、少しでもおかしいと思ったら、家族や消費生活センターに相談しましょう。

大野城市消費生活相談

毎週月・火・木・金曜日（祝日を除く） 午前9時半～正午・午後1時～4時半
大野城市消費生活センター（市役所新館4階）

問い合わせ先

産業振興課商工観光労働担当

☎(580)1895

